

佐賀県障害児施設等整備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、障害児施設等の整備を図るため、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる分類の施設をいう。

| 区 分 | 分 類 |
|---|--|
| (1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター | 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 障害児入所施設 児童発達支援センター |
| (2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるものとして次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となるもの。 | その他施設 |

2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

| 整備区分 | 整 備 内 容 |
|--------|---|
| 創 設 | 新たに施設を整備すること。 |
| 大規模修繕等 | 既存施設等について令和5年8月2日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補 |

| | |
|--------------|--|
| | <p>強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事 |
| 増 築 | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 |
| 増 改 築 | 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 |
| 改 築 | <p>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p> <p>耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。</p> |
| 拡 張 | 既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。 |
| スプリンクラー設備等整備 | 令和5年8月22日こ成事第422号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。 |
| 老朽民間児童福祉施設整備 | 社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号子ども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。 |
| 防犯対策強化に係る整備 | 令和5年8月22日こ成事第429号子ども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。 |
| 応急仮設施設整備 | 令和5年8月22日こ成事第428号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。 |
| 避難スペース整備 | 令和5年8月22日こ成事第427号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。 |

（補助金の交付対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を伴う次の事業とする。

- (1) 児童福祉法第35条第4項の規定により社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人が設置する障害児入所施設及び社会福祉法人等が設置する児童発達支援センターに係る施設整備事業
- (2) 児童福祉法第34条の3第2項の規定により社会福祉法人等が設置する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業

所及び障害児相談支援事業所に係る施設整備事業

(補助対象外費用)

第4条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額の算出方法)

第5条 この補助金の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助金の補助の対象となる施設整備につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という）別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を補助基準額とする。
- (2) 対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を算出する。
- (3) (1)により算出した額と、(2)により算出した額とを比較して少ない方の額に2分の3を乗じた額を補助額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が定めることとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、4月とする。

(交付決定前着手の承認申請)

第7条 補助事業者がやむを得ない事由により前条の規定による交付の決定を受けないで、補助事業に着手しようとするときは、交付決定前着手承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けること。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。また、当該財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) 規則第13条第2項に規定する期間内に知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、5年間が経過した後であっても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。

- (13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉つき郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (14) 補助対象施設の整備に当たっては、原則として佐賀県福祉のまちづくり条例に係る施設整備基準に適合させなければならない。また、同条例に係る県有施設のUD標準仕様に適合するよう努めること。
- (15) 補助事業者は、その役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自らの法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (16) 補助事業者は、前号イからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人であってはならない。
- 2 前項第2号又は3号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第4号のとおりとし、第6条に定める申請手続きに準じて変更承認を受けるものとする。
 - 3 第1項第4号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止（廃止）承認申請書は、様式第5号のとおりとし、第6条に定める申請手続きに準じて中止又は廃止の承認を受けるものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、工事を着工したときは、着工した日から5日以内に工事着工報告書を、また、毎年12月末日現在の工事の進捗状況に関し、翌月10日まで工事進捗状況報告書を知事に提出すること。

- 2 前項の規定による工事着工報告書及び工事進捗状況報告書の様式は、様式第6号及び第7号のとおりとし、その提出部数はそれぞれ1部とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第8号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日（ただし、全額概算払いで交付されたときは翌年度の4月10日）の

いずれか早い日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から1月以内）としその提出部数は1部とする。

なお、補助事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月30日までに様式第9号による報告書を知事に提出すること。

（補助金の交付）

第11条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払で交付するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第10号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第22条第2項に規定する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第22条ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が定める期間と同等の期間とする。

附則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。